

「テロ対策パートナーシップ和歌山」会則

(名称)

第1条 本会は、テロ対策パートナーシップ和歌山（以下「パートナーシップ」という。）と称する。

(目的)

第2条 パートナーシップは、官民が緊密に連携して、テロ対策を推進し、安全・安心なまちづくりの実現を図るほか、万が一、テロ等が発生した場合でも、被害を最小限に抑えることを目的とする。

(構成)

第3条 パートナーシップは、前条の目的に賛同する団体・事業者等により構成する。
2 パートナーシップへの入会、又は脱会は、事務局への申し出により、これを行うことができる。

(活動)

第4条 パートナーシップは、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) テロの未然防止に向けた情報共有に関すること。
- (2) 通報・連絡体制の確立と各種訓練等に関すること。
- (3) 危機管理意識の醸成並びに自主警備体制の確立及び強化に関すること。
- (4) その他パートナーシップの目的達成に必要な活動に関すること。

(会議等)

第5条 パートナーシップは、原則として年1回総会を開催する。
2 パートナーシップは、必要に応じて臨時会を開催する。
3 総会及び臨時会には、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
4 総会及び臨時会の議事は、出席者の過半数により決する。

(事務局)

第6条 パートナーシップの事務局は、和歌山県警察本部警備部公安課に置く。
2 事務局は、パートナーシップの運営に必要な事務を行う。

(会則の改正)

第7条 会則の改正は、総会において出席者の過半数の同意を得て行う。

附 則

本会則は、平成30年10月10日から施行する。